

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第117号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「規定する」の右に「別に定める」を加え、同項第1号中「に規定する入退場時間」を「の入退場時間」に改め、同条第2項中「第6条第1項に規定する前払式駐車券に係る」を削り、「第8条第3項に規定する」の右に「別に定める」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「規定する」の右に「別に定める」を加え、同項第1号ウ中「障害者用自転車定期駐車券」を「障害者等用自転車定期駐車券」に改める。

第6条第1項中「係る」を「ついて、券面額3,000円の」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「係る定期駐車券で」を「ついて、」に、「もの」を「定期駐車券」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 障害者等用自転車定期駐車券

第7条第2項中「学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する」を「条例第9条第3項第1号イ(ア)に掲げる」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「障害者等(条例第9条第3項第1号イ(イ)から(キ)までに掲げる者をいう。以下同じ。)」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「障害者用自転車定期駐車券」を「障害者等用自転車定期駐車券」に、「精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳」を「その他障害者等であることを証する書類」に改める。

別表京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場の項中「京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場」を「京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)